

長崎県安全・安心まちづくり パートナーシップ事業所募集集中!

モデル事業として実施します。

長崎県では、県との連携により、犯罪のない安全・安心まちづくりと交通安全に関する活動に取り組んでいただける「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所」を募集します。

【登録すると・・・】

抽選の上「パートナーシップ事業所」として登録された21事業所(予定)には・・・

- 1 県のパートナーシップ事業所であることを示す登録証を交付します
- 2 自社の製品(印刷物、グッズなど)、ホームページなどに「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所シンボルマーク」を使用することができます

注) 別途「シンボルマーク使用申請」の提出及び県の承認が必要です。

使用に当たっては、県の定めた使用条件、使用方法を遵守してください。

- 3 「犯罪のない安全・安心まちづくり」や「交通安全」の情報を提供します
- 4 長崎県のホームページにおいて、「パートナーシップ事業所」を紹介し
その他啓発グッズを配付予定です

【登録の対象は・・・】

県内に所在し、構成員が概ね5人以上を有する事業者、事業所及び団体(以下、「事業所等」という)単位とします。

【募集期間】

平成27年7月10日(金)から8月10日(月)まで

実施:平成27年9月1日(火)から平成28年3月31日(木)まで

【登録の基準】

- 1 「犯罪のない安全・安心まちづくり(防犯)メニュー」、「交通安全メニュー」に基づき、両方の活動を自主的かつ積極的に実施すること。
- 2 活動を継続して行うことができること。
- 3 パートナーシップ事業所の登録情報を、警察、市町等行政機関に提供することについて同意できること。
- 4 必要に応じて、行政や警察と連携するとともに、その結果または成果について、県に情報提供が可能であること。



【応募方法】

「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所登録(変更)票」(様式1)により、郵送で県に申し込んでください。(様式は、県のホームページからダウンロードできます)

【パートナーシップ事業所の活動メニュー】

登録事業所等は、「犯罪のない安全・安心まちづくり(防犯)メニュー」(別紙1)、「交通安全メニュー」(別紙2)から、それぞれ

- 「1 意識づくり」から1項目以上
- 「2 地域づくり」から1項目以上
- 「3 環境づくり」から1項目以上

を選択し、取り組んでいただきます。

【活動報告書の提出】

取り組んでいただいた活動につきましては、適宜、活動報告書(様式3)によりご報告ください。
年度末には、年間を通じた活動の報告をお願いします。(別途通知~平成28年2月末予定)

【お問い合わせ・申込先】

長崎県県民生活部 交通・地域安全課 防犯まちづくり班

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

電話:095-895-2316(直通) FAX:095-895-2598

E-mail: s03560@pref.nagasaki.lg.jp

ホーム - ショッピング | 安全安心パートナーシップ | 長崎県

検索